

# リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰 実施要綱

制定 平成26年 6月10日

## 1. 目的

本実施要綱は、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）（以下「3R」という。）に率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を挙げている者を表彰することによりこれらの活動を奨励し、もって循環型社会の形成推進を図ることを目的として、その表彰実施に関して必要な事項を定める。

## 2. 表彰対象

循環型社会の形成に向け、3Rに率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を挙げている「個人・グループ・学校」及び「事業所・地方公共団体等」を表彰対象とする。

## 3. 後援

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の3R関係府省に後援を申請する。

## 4. 賞の種類、分野及び交付の手続き

### (1) 賞の種類

以下のとおりとする。

- ①内閣総理大臣賞
- ②大臣賞（財務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞）
- ③リデュース・リユース・リサイクル推進協議会会長賞（以下「会長賞」という。）

### (2) 賞の分野

内閣総理大臣賞及び大臣賞は、以下の二分野について賞を設ける。会長賞は、分野を設けない。

- ①「個人・グループ・学校」分野
- ②「事業所・地方公共団体等」分野

### (3) 内閣総理大臣賞及び大臣賞交付の手続き

内閣総理大臣賞及び大臣賞の交付に当たっては、各大臣に申請してその承認を受けることとする。

## 5. 募集方法

### (1) 募集方式

推薦機関からの推薦方式とし、次の①～③を推薦機関とする。

- ①リデュース・リユース・リサイクル推進協議会会員団体
- ②地方自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、特別区）
- ③建設副産物対策地方連絡協議会

(2) 推薦要領

会長が別に定める「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰推薦要領」（以下「推薦要領」という。）により推薦機関に候補者の推薦を依頼する。

6. 受賞者の決定

(1) 候補者の審査

会長が別に定める「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）設置要領」に基づき、審査委員会を設置し、応募案件の審査を行う。

審査委員会は、会長が別に定める「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき応募案件の審査を行う。

(2) 受賞者の決定

一次及び二次書類審査を経て、審査委員会において対象者を決定する。

7. 表彰の実施

表彰式は、リデュース・リユース・リサイクル推進月間（10月）に合わせて挙げる。

8. その他

この実施要綱に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は、会長が別に定めることとする。